

がん患者
の方へ

ウィッグ・乳房補整具の 購入費用を助成します

長久手市では、がん患者の方の身体的・精神的・経済的な負担を緩和し、社会生活上の不安を和らげるために、ウィッグや乳房補整具の購入費用の助成事業を実施しています。



対象者

次の全てに該当する方

- 助成金申請日時時点で、長久手市内に住所を有する方
- がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている方
- がん治療に起因する脱毛又は乳房が変形したことに伴い補整具を購入した方
- 過去に同じ対象品で、本市または愛知県内の他市町村から助成を受けていない方

対象品

- ①ウィッグ（全頭用・部分用ウィッグ、頭皮保護用ネットを含む。）
- ②乳房補整具（補整下着、補整パッド又は人工乳房）

助成金額

購入費用の2分の1（上限①②各20,000円）

※100円未満の端数は切り捨て。助成回数は、1人につき①②各1回限り。

申請期限

助成対象品を購入した日の翌日から1年以内

※令和4年4月1日以降に購入したものが対象です。

手続方法

1 ウィッグ、乳房補整具の購入

お好きなウィッグ、乳房補整具を購入してください。購入時には、必ず領収書を受け取ってください。

2 助成金の申請

裏面の「必要書類」をそろえ、健康推進課の窓口または郵送で申請を行ってください。



3 額の確定、申請者への支払

長久手市が、申請内容を審査し、交付決定通知書を郵送するとともに、指定の口座に助成金を支払います。

必要な書類について、詳しくは裏面で ▶

申請先

長久手市健康推進課 電話:0561-63-3300
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内101番地1

詳しくは

長久手市 がん患者補整具助成

検索

申請に必要な書類

書類名	注意事項等
交付申請書 (第1号様式)	長久手市がん患者補整具購入費助成金交付申請書 ・助成対象者が未成年の場合は、保護者が申請してください。
治療を証明する書類(写)	お薬手帳(抗がん剤名記載ページ)、診療明細書、治療方針計画書、診断書など ・ウィッグの場合：ご本人名、脱毛原因の治療内容、医療機関名が記載されているもの ・乳房補整具の場合：ご本人名、乳房変形を伴う治療内容、医療機関名が記載されているもの
領収書(原本)	購入者の氏名、購入日、品名、購入金額、金額の内訳、発行者の名称の記載があるもの
振込先口座が確認できる書類	金融機関名、口座名義人、口座番号が確認できるもの(通帳など)の写し
委任状 (第2号様式)	助成対象者以外の方が申請する場合に必要(助成対象者が未成年で保護者が申請する場合は不要)

申請に必要な書類はどこでもらえるの？

交付申請書や委任状等の申請に必要な書類は、
長久手市ホームページからダウンロード可能です。
長久手市公式HP



https://www.city.nagakute.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/2/2/17301.html



Q & A

Q. ウィッグについて、助成対象となるものは何ですか？

全頭用・部分用ウィッグが対象となります。医療用ウィッグかどうかは問いません。また、ウィッグと同時に申請する場合のみ、頭皮保護用ネットも対象とします。くしやクリナー等の付属品は対象となりません。

Q. 乳房補整具について、助成対象となるものは何ですか？

補整下着(補整パッドと下着が一体になったもの)、補整パッド、人工乳房(肌に直接接着させて使うもの)が対象となります。補整パッド又は人工乳房を固定するために購入した補整機能のない下着は、補整パッド又は人工乳房と共に助成申請をする場合のみ対象とします。

Q. がん治療を受けた日が3年前ですが、対象となりますか。

治療を受けた時期は問いません。がんと診断され、令和4年4月1日以降に補整具を購入されたものが対象です。

Q. 過去にウィッグで助成を受けましたが、今回乳房補整具で助成を受けられますか。

可能です。ウィッグ、乳房補整具のそれぞれ1回申請ができます。